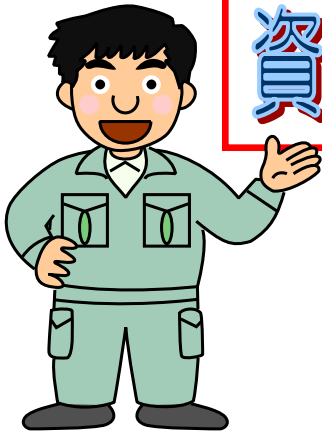


資格試験にチャレンジしよう!!



危険物取扱者

一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う化学工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリーなどの施設には、危険物を取り扱うために必ず危険物取扱者を置かなければなりません。

【乙種危険物取扱者免状】 免状を取得した類の危険物を取り扱うことができます。

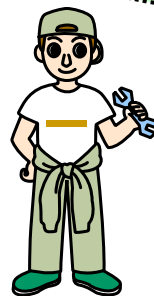
類別	危険物の例	
〔第1類〕	(酸化性固体)	塩素酸ナトリウム 硝酸アンモニウム 過マンガン酸カリウム など
〔第2類〕	(可燃性固体)	硫黄 赤りん マグネシウム など
〔第3類〕	(自然発火性物質 及び禁水性物質)	ナトリウム リチウム 炭化カルシウム など
〔第4類〕	(引火性液体)	ガソリン 灯油 軽油 重油 ナフサ トルエン ギアオイル など
〔第5類〕	(自己反応性物質)	ニトログリセリン ピクリン酸 アジ化ナトリウム など
〔第6類〕	(酸化性液体)	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 など

こんな仕事に役に立ちます。

ガソリンスタンド
燃料店 運送業



化学工業 医薬品工業
金属工業 自動車工業
建築業 食品化学工業



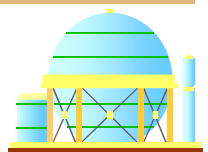
技術職
研究職



消防 警察
自衛隊



防火管理業 警備業
ビル管理業務



【問い合わせ先】 一般財団法人 消防試験研究センター三重県支部
〒514-0002 津市島崎町 314 三重県島崎会館 1階
TEL : 059-226-8930 FAX : 059-225-6736